

《 障がい理由とする差別の解消について 》

【調査の目的】

福岡県では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会、共生社会の実現を目指し、平成29年に「福岡県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

この条例では、全ての人に対し、障がいを理由とする差別の解消と、障がいのある人への合理的配慮の提供(※1)を行うことを求めており、県では、その実現に向けて取組を行っています。

これらの周知状況等について県民の皆さまの御意見をお聴かせいただき、今後、取組を推進する上での参考とさせていただきます。

【活用状況】

- ・福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の内容を広く県民に周知するための参考資料として活用。
- ・効果的な広報啓発を行うための参考資料として活用。

(福祉労働部障がい福祉課)

※1「合理的配慮の提供」とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリア(社会的障壁(※2))を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

※2「社会的障壁」とは

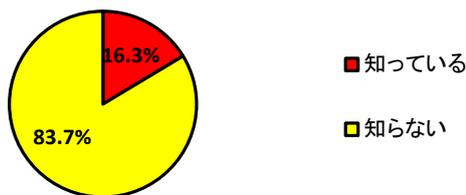
日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のもののこと。

回答者数 → 361

問1 あなたは、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定されていることを知っていましたか。次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数361人 選択は1つのみ)

1 知っている	16.3%	(59人)
2 知らない	83.7%	(302人)



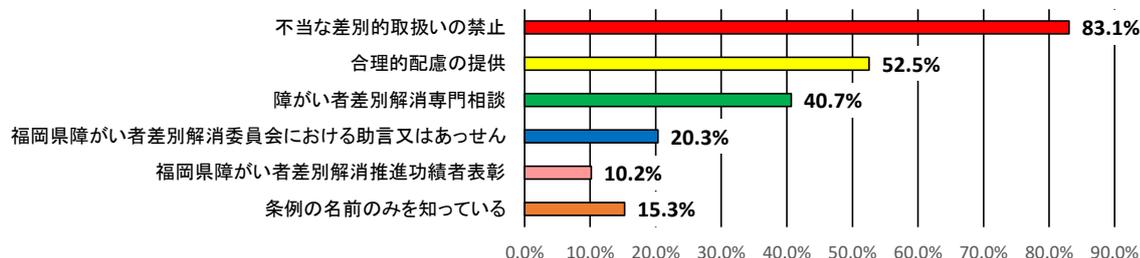
(問1で「1」を選択された方にお尋ねします。)

問1-2 条例の内容について、あなたが知っているものを【全て】選んでください。

(問1で1と回答した人のみ回答 回答者数59人 回答件数131件 複数回答可)

1 不当な差別的取扱いの禁止	83.1%	(49人)
2 合理的配慮の提供	52.5%	(31人)
3 障がい者差別解消専門相談	40.7%	(24人)
4 福岡県障がい者差別解消委員会における助言又はあっせん	20.3%	(12人)
5 福岡県障がい者差別解消推進功績者表彰	10.2%	(6人)
6 条例の名前のみを知っている	15.3%	(9人)

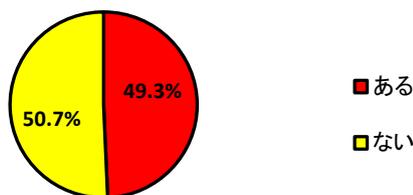
※回答者59人に対する割合



問2 あなたは、過去1年間で、障がいのある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数361人 選択は1つのみ)

1 ある	49.3%	(178人)
2 ない	50.7%	(183人)



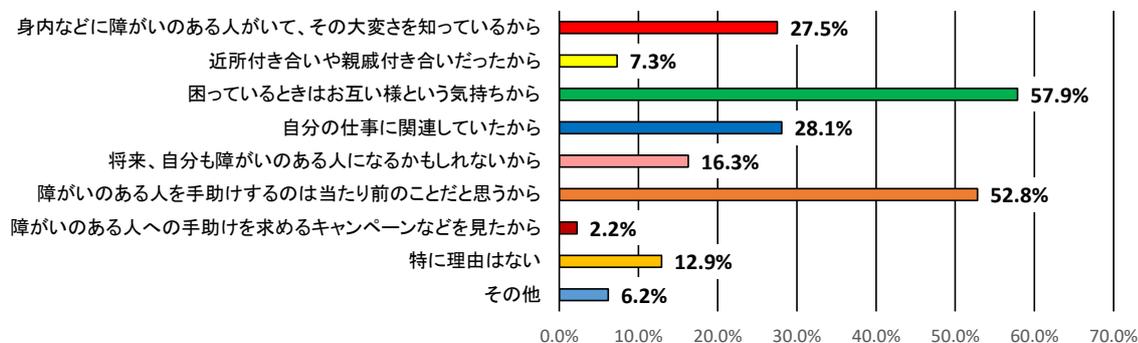
(問2で「1」を選択された方にお尋ねします。)

問2-2 あなたが手助けをした理由について、当てはまるものを【全て】選んでください。

(問2で1と回答した人のみ回答 回答者数178人 回答件数376件 複数回答可)

1 身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから	27.5%	(49人)
2 近所付き合いや親戚付き合いだったから	7.3%	(13人)
3 困っているときはお互い様という気持ちから	57.9%	(103人)
4 自分の仕事に関連していたから	28.1%	(50人)
5 将来、自分も障がいのある人になるかもしれないから	16.3%	(29人)
6 障がいのある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから	52.8%	(94人)
7 障がいのある人への手助けを求めるキャンペーンなどを見たから	2.2%	(4人)
8 特に理由はない	12.9%	(23人)
9 その他	6.2%	(11人)

※回答者178人に対する割合



問2-3 問2-2で「9」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

〔その他(抜粋)〕

- ・ 視覚障害の方や、身体障害で車椅子に乗っておられる方はやはり気づきやすいし、声をかけやすい。加えて、学校でもそれらの方々の気持ち、手伝い方を学ぶ機会があったので、心理的に垣根も低い。
- ・ 多少なりとも役に立てたらと思い、手話を習い始め、ろうあ者とコミュニケーションするサークルに参加して実戦練習を始めている。
- ・ 自分も障がいがあるから、障がいのある人を手助けするのは当然ことだから。

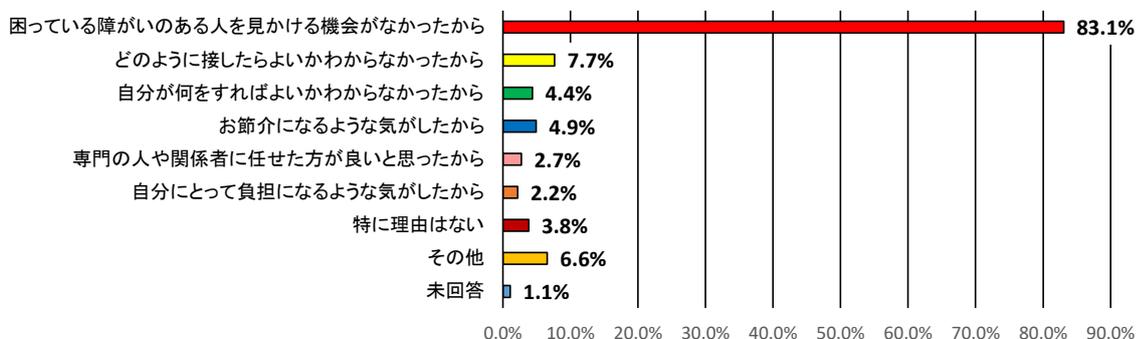
(問2で「2」を選択された方にお尋ねします。)

問2-4 あなたが手助けをしなかった理由について、当てはまるものを【全て】選んでください。

(問2で2と回答した人のみ回答 回答者数183人 回答件数211件 複数回答可)

1 困っている障がいのある人を見かける機会がなかったから	83.1%	(152人)
2 どのように接したらよいかわからなかったから	7.7%	(14人)
3 自分が何をすればよいかわからなかったから	4.4%	(8人)
4 お節介になるような気がしたから	4.9%	(9人)
5 専門の人や関係者に任せた方が良かったから	2.7%	(5人)
6 自分にとって負担になるような気がしたから	2.2%	(4人)
7 特に理由はない	3.8%	(7人)
8 その他	6.6%	(12人)
未回答	1.1%	(2人)

※回答者183人に対する割合



問2-5 問2-4で「8」を選んだ場合は、その内容を具体的にしてください。

[その他(抜粋)]

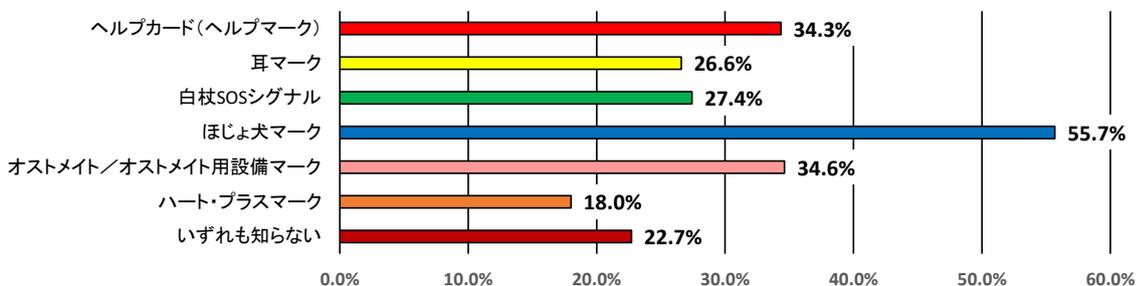
- ・ 知らない人に声をかけることが、自分にとって恥ずかしいから。
- ・ 困っているのかわからない。見た目では障がいがあるのかわからないから。

問3 あなたは、次のマーク等を知っていますか。知っているものを【全て】選んでください。

(回答者数361人 回答件数792件 複数回答可)

1 ヘルプカード(ヘルプマーク)	34.3%	(124人)
2 耳マーク	26.6%	(96人)
3 白杖SOSシグナル	27.4%	(99人)
4 ほじょ犬マーク	55.7%	(201人)
5 オストメイト/オストメイト用設備マーク	34.6%	(125人)
6 ハート・プラスマーク	18.0%	(65人)
7 いずれも知らない	22.7%	(82人)

※回答者361人に対する割合



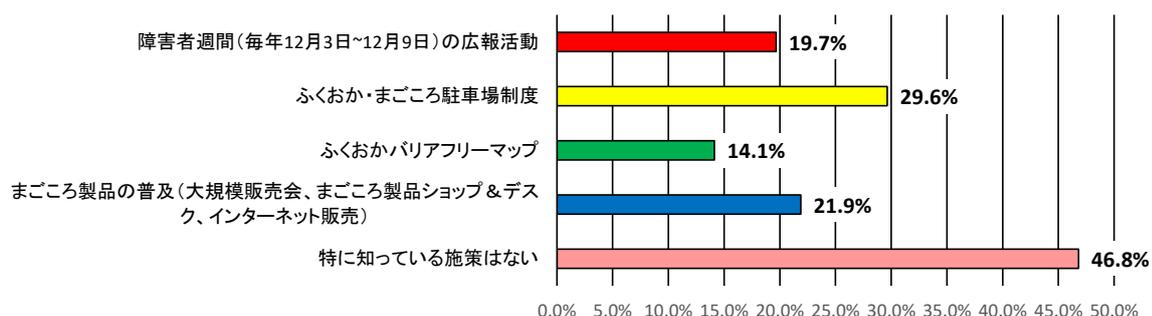
<p>1 ヘルプカード(ヘルプマーク) 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p>	 <p>(ヘルプカード) (ヘルプマーク)</p>
<p>2 耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p>	
<p>3 白杖sosシグナル 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>	
<p>4 ほじょ犬マーク 公共の施設、交通機関、民間施設での補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受け入れを義務付けている身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p>	
<p>5 オストメイト/オストメイト用設備マーク オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している人のことをいいます。このマークはオストメイトである事と、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)が</p>	
<p>6 ハート・プラスマーク 「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能等)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいのある人の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに</p>	

問4 福岡県では、共生社会の実現に向けた様々な施策を実施しています。
 あなたが知っているものを【全て】選んでください。

(回答者数361人 回答件数477件 複数回答可)

1 障害者週間(毎年12月3日~12月9日)の広報活動	19.7%	(71人)
2 ふくおか・まごころ駐車場制度	29.6%	(107人)
3 ふくおかバリアフリーマップ	14.1%	(51人)
4 まごころ製品の普及(大規模販売会、まごころ製品ショップ&デスク、インターネット販売)	21.9%	(79人)
5 特に知っている施策はない	46.8%	(169人)
6 その他	0.0%	(0人)

※回答者361人に対する割合

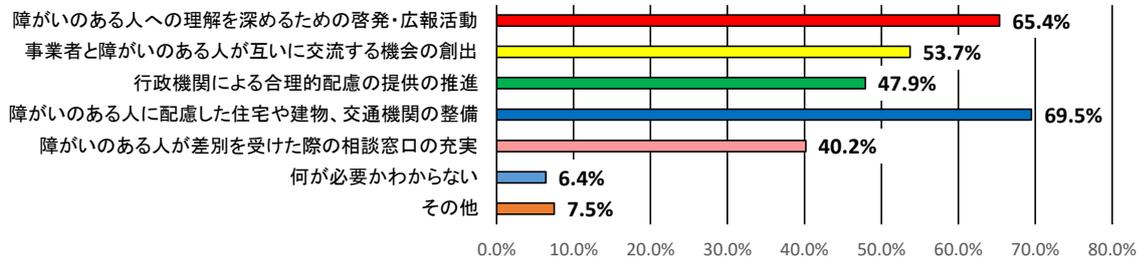


問5 障がいのある人もない人も分け隔てられることのない共生社会の実現に向けて、県民の理解を深めるためにどのような施策が必要だと思いますか。必要だと思うものを【全て】選んでください。

(回答者数361人 回答件数1,022件 複数回答可)

1 障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動	65.4%	(236人)
2 事業者と障がいのある人が互いに交流する機会の創出	53.7%	(194人)
3 行政機関による合理的配慮の提供の推進	47.9%	(173人)
4 障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	69.5%	(251人)
5 障がいのある人が差別を受けた際の相談窓口の充実	40.2%	(145人)
6 何が必要かわからない	6.4%	(23人)
7 その他	7.5%	(27人)

※回答者361人に対する割合



問5-2 問5で「7」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

【その他(抜粋)】

- ・ 学校教育現場(特に特別支援学級がない学校)で子供達に対し、器具を用いての身体障害者の体験や自閉症者の感じ方をVRで体験したりする等、障害のある人の疑似体験の実施。
- ・ どんな障がいがあるのか、障がいがある人達がどこで困りやすいのか、どんな手助けが必要かなどの情報発信
- ・ 事業者だけではなく、障害のない一般市民も障がいのある人と交流できる場
- ・ 健常者と障害者が一緒に楽しめるイベント

問6 障がいを理由とする差別の解消について、これまでの設問以外に意見がありますか。

次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数361人 選択は1つのみ)

1 ある	19.9%	(72人)
2 特になし	80.1%	(289人)

【意見(抜粋)】

【差別解消・合理的配慮】

- ・ 「障害にはどんな種類があるのか」、「それはどんな内容なのか」などを県民に詳しい冊子や啓発をすることで無知の人達のイメージからくる差別の解消をすることは可能だと思います。
- ・ 知らない事が差別につながると思う。障がいについて、その障がいがある生活のどんどこで困るのか、影響するのかが広がれば、その障がいへの理解が広まると思う。
- ・ 企業にもっと施策の周知徹底が促進できれば良いと思います。
- ・ 障害のある人たちが、作品を作っている様子が、普通に街中で見学できるスペースがあればいいと思う。互いに理解するのに必要なのは、交流することだと思う。
- ・ 「障がい者」をひとくりにするのではなく、障がいのある〇〇さんに対して、あなたはどうかという形で、一人一人が他人を尊重するという雰囲気を醸成することが必要だと思います。

【教育】

- ・ 義務教育課程から障害者との交流を深める取組や行動を取り入れてほしい、バリアフリー教育を目指してほしい
- ・ 学校教育のみならず家庭教育での取り組みが必要だと思います。
- ・ 道徳の授業の参観で障害のある人について学ぶ授業を見ましたが、教える先生が実際に体験したことがない、障害のある方と接点がないのだから、と思うような授業でした。子供たちへの教育は必要だと思いますが、具体的なでもなくちょっと的外れのような授業は改善してほしいなと思いました。
- ・ 通っていた小学校の隣が養護学校だったので、年に何度か養護学校生との交流会があり、障害者への差別について考える機会がありました。小さい頃から、障害について考える機会があった方がいいと思います。

【バリアフリー】

- ・ 歩道や道路、飲食店など、まだまだ多くの分野でバリアフリー化が進んでいない。

【雇用・労働】

- ・ 統合失調症や不安障害などでも、短時間やフルタイムで、ちゃんとした賃金で働ける場所が増えてほしい。

【当事者・介助者】

- ・ 障がい者自身だけでなく、その家族も差別されている現状もあるため、そちらの支援も必要であるとする。
- ・ 障がい者に付き添う人・介護の方のしぐさに不快を覚えることがあります。付き添う人と一般人との間のマナーの取り方を具体的に広報していただきたいと思っています。
- ・ 様々な名称の障がいが増えると共に、その立場を武器にする人も増えてきました。その人たちに対する対策などもあわせて考えていくことが必要だと思います。

★「障がい」に関する基礎知識や合理的配慮のポイントをお伝えします！！

福岡県では、平成29年3月に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、全ての人の対し、障がいを理由とする差別の解消と、障がいのある人への合理的配慮をお願いしています。
その取組みの1つとして、企業・事業所が主催する研修会等に、障がい者差別解消専門相談員が講師として出向き、「障がい」に関する基礎知識や合理的配慮のポイントをお伝えします。
ぜひ、これから「障がい」について理解を深めてみませんか？

- 申込方法: TEL又はFAX、メールでお申込みください。
- 実施日時: 平日・土日・祝日 10時から20時まで ※12月29日から翌年1月3日までを除きます。
- 会場: 会場の手配、使用料等は、申込者の負担となります。
※会場は、福岡県内に限ります。
※座学形式で行います。パソコン、スクリーン、プロジェクターの準備をお願いします。
- 講師派遣費用: 交通費の支給や謝礼等は不要です。

《お申込み・お問い合わせ先》

福岡県 福祉労働部 障がい福祉課 社会参加係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL:092-643-3264
FAX:092-643-3304
E-mail: shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp

★「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」をご活用ください！！

コミュニケーションや施設利用の場面における配慮事項を解説した「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック(施設利用、情報提供、意思表示の受領編)」と、日常生活に関わりの深い、医療や教育、商品・サービス・役務の提供等、7つの事業分野ごとのガイドブックを作成しています。

例えば医療の分野では、受付、待合、診察、検査、入院といった場面毎に配慮すべきポイントを掲載しています。各分野、様々な場面において配慮すべきポイントが具体的に記載されています。

このガイドブックは、どなたでも自由にダウンロードしてご利用いただけます。従業員研修や、障がいのある人の受入のためのソフト面、ハード面の環境整備の検討にご活用ください。

(1)掲載内容

(共通)障がいのある人への対応の基本

- ・困り事についてよく話を聞く。
- ・どのような対応ができるか、よく話し合う。
- ・対応が困難な場合は、理由を丁寧に説明する。

(分野別)医療の分野の例

- ・受付・待合、診察、検査、入院、緊急時の対応等、場面毎に配慮事項を掲載

(2)事業分野

福祉サービスの分野、医療の分野、教育の分野、

スポーツ・レクリエーション・文化活動の分野、

公共交通の利用の分野、不動産取引の分野、商品・サービス・役務の提供の分野

(3)入手方法

・ダウンロード

福岡県 合理的配慮ガイドブック で検索

URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hairyo-guidebook.html>

